

**【早稲田大学日本語非常勤インストラクター5年雇い止め問題で不当労働行為の救済を申し立て】**

**1. 非常勤インストラクターの講師給は非常勤講師の3分の1から3分の2弱！！ 来月末で5年雇い止め**

早稲田大学日本語教育研究センターに所属する非常勤インストラクターは、科目運営に責任を負い非常勤講師と同種の業務を行いながら、講師給は1回の授業2時間で4000円から7000円、非常勤講師の3分の1から3分の2弱の差別処遇を受けています。このインストラクターが、非常勤講師に先行し、来月末で5年雇い止めにされようとしています。

**2. 熟練教員を一掃する5年雇い止めの理由は院生の修了後の就職先確保。教育より収益拡大を優先！？**

5年雇い止めは「人材の滞留を防ぐため」（第5回団交、回答書）とされ、修士課程修了後の院生の就職先を確保するために、熟練したインストラクターを一律に雇い止めすることが狙われています。これは、大学院の収入を確保し、大学の収益を拡大することを優先させて、教員の生活を脅かし、日本語教育を劣化させる行為です。

**3. 非常勤インストラクターの5年雇い止めは違法だらけ**

5年雇い止めは「インストラクター規程」の更新年限が根拠です。しかし、この規程は2009年5月29日に制定され、4月1日に遡って適用されており、不利益変更の遡及が行われています。また、労働者の過半数代表者の意見書も、労働基準監督署への届け出もしていません。「インストラクター規程」は、労働基準法上の要件を満たした就業規則ではなく、単なる日本語教育研究センターの内規に過ぎないのです。そのため、理事会は非常勤インストラクターの5年年限について把握していませんでした（第1回団交）。また、早稲田大学と非常勤インストラクターが締結している雇用条件確認書には更新年限の項目は無く、雇い止めは、不利益変更に対する同意なしに行われようとしています。2013年9月、確認書に新たに加えられた退職条項には、対象者の半数以上約10名が不同意の添え書きをし、争っています。

**4. 団交拒否と組合間差別。5年雇い止めに同意した組合を特別扱いするのは使用者の支配介入行為！**

早稲田大学理事会は、第2回団交までは、非常勤インストラクターについて話し合いに応じていましたが、第3回団交で「インストラクター規程」の制定過程における違法行為が明らかになると、団交拒否に転じました。都合が悪くなると団交に応じないというのは不誠実です。理事会は非常勤インストラクターの組合員名を通知するよう求めています、全く不当な要求です。「インストラクター規程」の制定の際に、非常勤インストラクターの組合員がいない早稲田大学教員組合と協議し、5年年限に同意を得ているためです（第3回団交回答書）。非常勤インストラクターに20名の組合員がいる非常勤講師組合との団交を拒否しているのは、自己の利益に沿って差別をすることで、組合活動を歪め、支配しようとする行為です。組合は2月17日、都労委に不当労働行為救済申し立てを行い、21日に受理の通知がありました。

**5. 非常勤インストラクター講師給は、私学助成積算基準（授業1時間5100円）の約半分、7コマ担当した場合でも、年収で専任教員の20分の1から10分の1（84万円から147万円）です。**

非常勤インストラクターの講師給は私学助成の積算基準（授業1時間5100円）の約半分です。一方早稲田大学の専任教員の平均給与は約1500万円で私学助成の積算基準（573万円）の3倍弱で、私学助成の減額基準（年収1600万円）に迫っています。とても容認できません。最低でも非常勤インストラクターに積算基準どおり支払うべきです。

**6. 早稲田大学の非常勤インストラクター虐めは、女性差別の疑いが濃厚。**

早稲田大学の非常勤講師は専門科目を中心に男性が多数を占めていますが、非常勤インストラクターはほとんどが女性です。非常勤インストラクターを先行して雇い止めにするのも、講師給に著しい格差を付けることも女性差別です。

東京公務公共一般労働組合 首都圏大学非常勤講師組合 <http://hi.jokin.web.fc2.com/>

連絡先 090-4006-2990（直通：副委員長今井）、03-5395-5139（FAX） 03-5395-5255（公共一般本部） [daigaku\\_hijoukin@yahoo.co.jp](mailto:daigaku_hijoukin@yahoo.co.jp)